

稲敷市 通学路交通安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成27年3月

稲敷市通学路交通安全推進会議

1 プログラムの目的

平成 24 年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成 24 年 8 月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび関係機関の連携体制を構築し、「稲敷市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 通学路交通安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「稲敷市通学路交通安全推進会議」を設置しました。

(1) 構成機関

- ・ 稲敷市内小中学校の代表者（2 名）
- ・ 国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所
- ・ 茨城県稲敷警察署
- ・ 茨城県竜ヶ崎工事事務所
- ・ 稲敷市産業建設部 建設課
- ・ 稲敷市総務部 危機管理課
- ・ 稲敷市教育委員会 教育学務課

(2) 推進会議の事務局は、稲敷市教育委員会に置く。

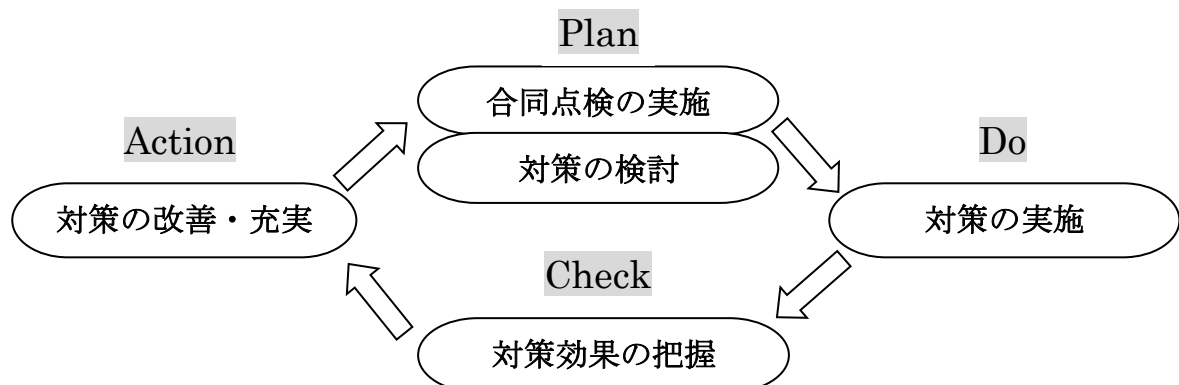
3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組みを PDCA サイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

【通学路安全確保のための PDCA サイクル】



(2) 定期的な合同点検

- 市内の各小中学校の通学路を毎年1回、合同点検します。
- 学校ごとに学校、道路管理者（国、県、市）、稲敷警察署、危機管理課、教育事務課が参加し合同点検を行います。
- 点検時期は、7～8月に行います。
- 効率的・効果的に合同点検を行うため、学校から各通学区域内の危険箇所を事前にリストアップし、事務局による内容選定の上、重点課題を設定し合同点検を行います。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに歩道整備や防護柵設置のようなハード対策、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策・改善必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施に当たっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、各小中学校等を通じて対策効果の把握に努めます。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 対策箇所の公表

小中学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小中学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し公表します。